

滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

2025年(令和7年)4月

滝川市議会事務局

1 趣旨

本要領は、滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務の受注者の選定及び業務契約の締結について定めるものである。受注者の選定に当たっては、民間企業が持つ高度な専門知識やノウハウ等による優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により優先交渉事業者を決定する。本要領及び附属する文書の記載事項は、企画提案参加者及び受注者が遵守すべき事項を定めたものであり、企画提案者は、これらを理解した上で、本プロポーザルに参加するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

本業務は、市議会の機能強化、情報伝達の迅速化及び経費削減等を図るとともに、より効率的かつ円滑に議会運営を行う体制を構築するため、タブレット端末を利用したペーパーレス会議システム(以下「会議システム」という。)を導入し、及び運用するものである。

なお、詳細については、別に定める滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務仕様書(以下「仕様書」という。)を参照すること。

(3) 契約期間

2025年(令和7年)10月1日から2029年(令和11年)9月30日まで

ただし、本市が別途調達するタブレット端末の納期が遅延する場合は、契約期間を変更できるものとする。

3 提案上限額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

4年間の総額は3,344,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内とする。なお、総額以内であっても下表に掲げた各年度上限額を超える提案は認めない。

【各年度の提案上限額】

年度	各年度上限額
2025年度(令和7年度) ※1	627,000円
2026年度(令和8年度)	726,000円
2027年度(令和9年度)	902,000円
2028年度(令和10年度)	726,000円
2029年度(令和11年度) ※2	363,000円
4年間総額	3,344,000円

※1 2025年(令和7年)10月1日から2026年(令和8年)3月31日まで

※2 2029年(令和11年)4月1日から2029年(令和11年)9月30日まで

○当該提案上限額には、提案に係る全ての費用を含む。

○当該提案上限額は、企画提案内容の規模を示すものであり、本業務の予定価格を示すものではない。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1)他の地方公共団体(議会を含む。)において本プロポーザルに係る業務と同種の業務を受注した実績があること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法

- (平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札執行日前6月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者でないこと。
- (5) 法人に係る滝川市税に滞納がある者でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある者又は役員(法人以外の団体の場合にあつては、当該団体の代表者)が暴力団の構成員等である者でないこと。
- (7) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成11年滝川市告示第43号)第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

5 担当部局

滝川市議会事務局議事政策係

〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号

電 話：0125-28-8048(直通)/FAX：0125-23-5329

電子メール：giaki@city.takikawa.lg.jp

6 全体スケジュール(予定)

本プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。

項 目	期間等	備 考
(1) 公告	2025年4月25日(金)	滝川市役所前掲示場及び 滝川市議会HPに掲示
(2) 実施要領等の公表	2025年4月25日(金)	滝川市議会HPに掲示
(3) 実施要領等に関する質問の 受付	2025年4月25日(金)から 2025年5月9日(金)午後5時まで	質問書(別記第1号様式)
【質問への回答期限】	2025年5月13日(火)	滝川市議会HPに掲示
(4) 参加表明書等の提出	2025年4月25日(金)から 2025年5月14日(水)午後5時まで	9(2)に記載の提出書類
(5) 企画提案書の提出	2025年4月25日(金)から 2025年5月16日(金)午後5時まで	10(2)に記載の提出書類
(6) プレゼンテーション及び 優先交渉事業者の決定	2025年5月26日(月) 9時30分	詳細な時間等は後日決定
(7) 提案者に対する審査結果の 通知	2025年5月28日(水) 予定	郵送
(8) 契約交渉・契約	2025年6月上旬	

7 公告及び実施要領等に関する事項

プロポーザルの実施に係る告示は、2025年4月25日(金)に滝川市役所庁舎南側の掲示場に掲示する方法で行うほか、本要領及び仕様書(以下「実施要領等」という。)は、同日から滝川市議会HPで公表する。

8 実施要領等に関する質問及びその回答に関する事項

実施要領等に関する質問及びその回答については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 質問受付期間

2025年4月25日(金)から2025年5月9日(金)午後5時まで(電子メール必着)

(2) 提出書類

質問書(別記第1号様式)

(3) 提出方法

提出書類を5の担当部局に電子メールで送信する。なお、電子メールの確実な送受信を担保するため、電子メールを送信後、速やかに担当部局に架電して確認を行うこと。

(4) 回答

2025年5月13日(火)までに滝川市議会HPに掲載する。ただし、質問内容及び回答内容が競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。

9 プロポーザル参加表明書の提出に関する事項

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期間

2025年4月25日(金)から2025年5月14日(水)午後5時まで

(電子メールについては必着、原本郵送については提出期限当日の消印有効)

(2) 提出書類

- | | |
|------------------------|----|
| ア プロポーザル参加表明書(別記第2号様式) | 1部 |
| イ 参加資格確認書(別記第3号様式) | 1部 |
| ウ 企業概要(様式任意) | 1部 |

(3) 提出方法

次のとおり提出書類を5の担当部局に電子メール及び郵送により提出する。

- ア プロポーザル参加表明書(押印済)及び参加資格確認書の原本をスキャンし、PDFファイルにしたものを電子メールで送信する。なお、電子メールの確実な送受信を担保するため、電子メールを送信後、速やかに担当部局に架電して確認を行うこと。
- イ PDFファイルの送信後、当該原本を提出期間内に郵送(提出期間末日の消印有効)で提出すること。

10 企画提案書の提出に関する事項

本プロポーザルへの参加を表明した事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期間

2025年4月25日(金)から2025年5月16日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

- | | |
|--|-----|
| ア 企画提案書提出届(別記第4号様式) | 1部 |
| 代表者印(見積書に押印したものと同一の印)を押印すること。 | |
| イ 企画提案書 | 13部 |
| 企画提案書は、A4版の両面印刷で様式任意とする。 | |
| ウ 滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務システム機能要件確認書(別記第5号様式) | 13部 |
| エ 見積書 | 1部 |
| 3に記載の提案上限額を踏まえ、提案に係る全ての費用について、4年間の総額並びに各年度の金額がわかるように作成すること。(消費税及び地方消費税の額を含む。)また、代表者印を押印の上、1つの封筒に封入・封印すること。 | |
| オ 上記アからエまでのデータを記録した記録媒体 | 1部 |
| (CD-R又はDVD-Rなど) | |

(3) 提出方法

提出書類を5の担当部局に郵送又は直接持参する。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

(4) その他

提出期間後における提出書類の追加、削除及び修正は一切認めない。ただし、企画提案書の誤植については、公正・公平な審査の観点から特に必要と認める場合は、当該誤植に係る部分についてのみ修正を認める場合がある。

11 企画提案書の作成に関する事項

企画提案書には、次に掲げる事項について記載すること。

(1) 事業者の概要について

- ア 名称、所在地、代表者の職名及び氏名
- イ 2025年4月1日時点における他の地方公共団体(議会を含む。)での受注実績(受注件数(全国・北海道内)、都道府県名・市町村名、時期など)

(2) 会議システムの概要について

- ア コンセプトや特徴(概括的な観点からの記載)
- イ セキュリティ対策
- ウ 生成データのバックアップ(バックアップ周期、システム回復所要時間等)

(3) 閲覧・検索機能について

- ア 画面構成(デザインコンセプト、表示方法等)
- イ 操作性(操作のしやすさ、画面遷移等)
- ウ 視認性
- エ 字句等の検索機能
- オ その他特徴等

(4) 保守、サポート体制等について

- ア 保守体制等(定例的作業の時期及び内容等)
- イ 緊急時に備えた対応体制等(人員配置、初動対応までの所要時間等)
- ウ 相談窓口、サポート体制等
- エ 会議システムの改良についての考え方(対応事例等)

(5) 研修の実施について

- ア システム操作研修(年間の実施回数、実施方法等)

12 見積書の作成に関する事項

次の事項を遵守の上、見積書を作成すること。(様式任意)

- (1) 4年総額及び各年度の提案上限額(いずれも消費税及び地方消費税の額を含む。)を超えないものとする。なお、会議システムのセットアップ作業から2029年9月30日までに要する費用を含むものとする。
- (2) 4年総額のほか、各年度における見積額を明記すること。
- (3) 消費税及び地方消費税の税率は、計10%で計算すること。

13 プレゼンテーションの実施に関する事項

本プロポーザルに係る企画提案は、企画提案書及び提案者のプレゼンテーションをもとに、審査基準に基づき公平かつ客観的に評価するものとする。

(1) 実施日時

2025年5月26日(月)9時30分から14時までの間において本市が指定する40分間以内の時間

(2) 実施順

企画提案書の受付順とする。ただし、当該企画提案書を同日に複数受領した場合は、参加表明書の電子メールの受信日時が早い順とする。

(3)実施場所

滝川市役所 9階 第二・第三委員会室

(4)プレゼンテーションの概要

ア プレゼンテーション 30分程度

イ 質疑応答 10分程度

(5)その他

ア 企画提案書の内容及び会議システムの機能に関する説明を行うものとする。

イ 提案者の説明人員数については、4名(オンラインで参加する者を含む。)までとする。

ウ 審査員へのタブレット配付を前提としたプレゼンテーションを希望する場合は、提案者において必要なタブレット等の機材を用意するものとし、あらかじめその旨を申し出ること。なお、通信状態の事前確認については、企画提案書の提出日から2025年5月16日(金)までの間において行うことができるものとし、具体的な日時については、双方協議して決定する。

エ TFT65インチワイドモニター(1台)、HDMIケーブル(3m)及び電源タップ(3m)については、本市が用意する。

14 優先交渉事業者の決定に関する事項

(1)決定方法

本市議会が定める構成員により組織された滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務企画提案審査委員会において企画提案書の審査を行う。

具体的には、各審査員が審査基準に基づき採点を行い、合計得点数第1位の事業者を選定の上、審査員の過半数が合計得点数第1位とした提案者を優先交渉事業者として決定し、本業務に係る随意契約の指名事業者とする。なお、合計得点数第1位とした提案者が複数ある場合は、当日出席した審査員による協議により優先交渉事業者を決定する。

(2)審査結果の通知

審査結果の通知は、2025年5月28日(水)に自己に関する結果のみを郵送で行う。なお、審査経過及び結果に関する質問及び異議申立ては、一切受け付けない。

(3)優先交渉事業者の公表

優先交渉事業者の公表は、2025年5月下旬～6月上旬に滝川市議会HPに掲載して行う。

15 審査基準について

審査項目	内容	重要度
受注実績	・他の地方公共団体(議会を含む。)における同種業務の受注実績	小
業務実施体制	・本市が示す導入スケジュールへの対応	小
保守・サポート	・相談窓口及びサポート体制 ・システム改善要望に対する考え方 ・緊急時の対応 ・操作研修会の実施	大
システム機能要件実装	・本市が要求するシステム機能要件の充足 (滝川市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務システム機能要件確認書(別記第5号様式)による。)	中
システム操作	・視認性、直感性、効率性及び作業性	大
セキュリティ対策	・セキュリティ対策への配慮及び取り組み	小
見積額	・提案上限額以内かつ客観的妥当性	小

16 その他

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とし、契約締結後にあっては、当該契約を解除することができるものとする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
 - イ プロポーザルの審査終了後に参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。
 - ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為をしたとき。
- (2) 本業務の提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。また、提出された書類等は、返却しない。
- (3) 企画提案に使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)によるものとし、時刻は日本標準時とする。
- (4) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。
- (5) 優先交渉事業者として決定した事業者名を除き、原則、審査結果の順位や点数の内訳等は公開しない。
- (6) 参加表明を行う事業者がない場合及び審査結果により全ての提案が本業務の実施の目的を達成するに不十分な内容であると判断した場合は、市は本プロポーザルを中止することができる。この場合においては、市は、その旨を速やかに公表する。
- (7) 本契約は、滝川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年滝川市条例第43号)第1号及び第2号に基づく長期継続契約であることから、契約書中において「この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。」旨を規定する。

17 本プロポーザルに関する問合せ先

滝川市議会事務局議事政策係 担当：木下

電 話：0125-28-8048(直通)